

2021 年度豊岡市太陽光発電システム設置補助事業 申請の手引き

1 補助の概要

住宅用太陽光発電システム・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システムの設置にかかる費用の一部を、いずれも予算の範囲内で補助します

2 補助の対象となる条件

(1) 太陽光発電システム

ア 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電であること。

(注1)

イ 太陽電池モジュールは、JIS に基づく試験により認証を受けていること。

ウ 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力が 10kW 未満であり、補助対象経費が 1 kW 当たり 45 万円以下(税別)であること。(注2)

エ 未使用品であること。

オ 登録業者と施工契約を締結すること。(注3)

カ 太陽光発電の設置工事の着手が、交付決定通知の日(市が交付申請を受け、交付決定を通知した日)以降であること。

キ 電力会社と電力受給契約を締結すること。

ク 電力会社との太陽光発電の電力受給の開始が 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の間であること。

(注1) 「低圧配電線と逆潮流有りで連系した太陽光発電」とは、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分を電力会社に売電することができるシステムをいいます。

(注2) 補助対象経費は以下に掲げるものとします。

【補助対象経費の項目】

太陽電池モジュール	パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)	架台
接続箱	配線・配線器具などの購入・据付	設置工事

(注3) 登録業者とは、太陽光発電システムの施工を行う者として市の登録を受けた法人又は個人事業者です。登録は随時受け付けています。

※出石重要伝統的建造物群保存地区に指定されている区域では、原則として設置することができません。詳しくは、出石振興局地域振興課(0796-21-9025)へ問い合わせてください。

※出石城下町、城崎温泉、江原駅東地区の景観形成重点地区では、市との事前協議が必要です。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。

※また、他の地区でも一定規模以上であれば事前に協議が必要となる場合があります。詳しくは、都市整備部都市整備課(0796-23-1712)へ問い合わせてください。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池

ア (1)の太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、使用するために設置する定置用リチウムイオン蓄電池システムであること。

イ 国が2017(平成29)年度以降に実施する補助事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているもの。

ウ 未使用品であること。

エ 登録業者と施工契約を締結すること。(注1)

オ 蓄電池の設置工事の着工が、交付決定通知の日(市が交付申請を受け、交付決定を通知した日)以降であること。

カ 蓄電池の稼働開始日が2021年4月1日から2022年3月31日の間であること。

(注1) 登録業者とは、太陽光発電システムの施工を行う者として市の登録を受けた法人又は個人事業者です。登録は随時受け付けています。

3 補助金の額

(1) 太陽光発電システム

補助金の額 = 1 kW 当たり 3 万円 × 太陽電池の最大出力(kW 表示) 上限 4 kW

市内事業者が製造した太陽電池モジュールを使用する場合は1 kW 当たり 4 万円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池システム

補助金の額 = 1 kWh 当たり 2 万円 × 蓄電池の容量(kWh 表示) 上限 6 kW

※補助金の計算時には、太陽電池最大出力又は定置用リチウムイオン蓄電池容量の小数点以下2桁未満を切り捨てます。

4 補助申請対象者

次のいずれかに該当する個人

(1) 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗、事務所等との兼用住宅を含む。以下同じ。)に、対象太陽光発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方。

(2) 新たに市内の住宅に居住する市外居住者で、当該住宅に対象太陽光発電システム又は対象蓄電池システムを設置する方。

5 申請の方法

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象設備の工事に着手する 10 日前までに、申請書類を提出してください。

(1) 提出書類(チェックリスト)

提出様式	太陽光発電	蓄電池
豊岡市太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	
工事着手前の現況写真(カラー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
契約書の写し(注1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市税に滞納がない旨の証明書(注2)	<input type="checkbox"/>	
※賃貸物件の場合は、建物所有者の設置承諾書	<input type="checkbox"/>	
※蓄電池のみを設置の場合は、既に太陽光発電システムが設置されていることが分かる写真		<input type="checkbox"/>

(注1)「太陽電池モジュール」「付属機器」「工事に係る費用」「蓄電池」のそれぞれの補助対象経費金額及びその他経費が明確に記載されたもの。

(注2)市内在住者は「証明願」(税務課または各振興局市民福祉課で証明)、転入者は転入元の自治体で「完納証明書」等を取得してください。

(2) 申請先

豊岡市役所 生活環境課 地球温暖化防止対策室(市役所本庁舎 1階)

持参の他、郵送、各地域振興局窓口での提出も可能です。

※振興局で提出した場合、生活環境課に届くまで、約1営業日かかります。

補助金手続きのために、申請者本人の他、施工事業者に対し連絡を行うことがあります。

申請書に記載の設置計画等の内容が要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で先着順に、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第3号)を送付します。

なお、市が定める事項に違反したときは、交付者の決定を取り消す場合があります。

6 対象工事の着手、完了

補助金交付決定を受けた方は、交付決定日(交付決定通知書に記載の日付)以降に設置工事に着手し、2021年4月1日から2022年3月31日までに、太陽光発電システムは電力会社と太陽光発電の電力受給の開始、蓄電池システムは稼働を開始してください。

※太陽光発電又は蓄電池の設置が「予定の期間内に完了しない、又は申請と異なった内容とする」ときは、計画変更承認申請書(様式第4号)、太陽光発電又は蓄電池の「設置を中止」しようとするときは、中止届出書(様式第6号)により、市の承認を受けてください。

※補助金交付申請額を増額する変更は承認できません。

7 補助事業実績報告書の提出

補助金交付決定を受けた方は、太陽光発電システムは電力会社との電力受給が開始された日、蓄電池システムは稼働開始した日から起算して 30 日以内又は 2021 年 3 月 31 日(必着)のいずれか早い日までに、次の書類を市に提出してください。

(1) 提出書類(チェックリスト)

提出書類	太陽光発電	蓄電池
豊岡市太陽光発電システム設置補助事業実績報告書(様式第 8 号)	<input type="checkbox"/>	
住民票の写し(発行日から 3 カ月以内のもの)	<input type="checkbox"/>	
工事完了後の現況写真(カラー)(注 1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
太陽光又は蓄電池設置に係る領収書及び内訳書の写し	<input type="checkbox"/>	
太陽光発電に関する電力受給契約の内容が確認できる書類の写し ※太陽光発電に関する電力受給契約のご案内等	<input type="checkbox"/>	/
太陽電池の出力対比表(注 2)	<input type="checkbox"/>	/
太陽光発電又は蓄電池の竣工検査の試験記録書の写し(注 3)	<input type="checkbox"/>	
蓄電池本体保証書の写し	/	<input type="checkbox"/>

(注 1) 建物の全景とシステムの設置箇所が確認できるもの。太陽光発電については、太陽電池モジュール設置枚数が確認できること。設置環境により写真撮影ができない場合は太陽電池モジュールの配置図を添付すること。

(注 2) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表で、設置枚数分製品番号が入っているもの。

(注 3) 竣工検査項目は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び総合評価とします。竣工検査の試験記録書には、竣工検査実施機関名、実施責任者名を記入し、押印してください。なお、竣工検査実施者は、電気主任技術者である必要はありません。

8 補助金交付請求書の提出

補助金額の決定(補助金額等決定通知書の送付)を受けた方は、補助金交付請求書を市に提出してください。

※請求書を受理してから補助金の支払いまで、約 1 カ月かかります。

※記入内容に誤りがあると、補助金の支払いが遅れる場合があります。振込先に関する事項〔金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義(ふりがな)〕を正確に記入してください。

9 対象システムの管理及び処分の制限

補助金の交付を受けた方は、補助対象となったシステムを法定耐用年数(太陽光発電 17 年、蓄電池 6 年)の期間、「善良な管理者の注意」をもって管理するほか、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、処分承認申請書(様式第 10 号)により市の承認を受けなければなりません。

10 交付決定の取消及び補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、本事業に関する市の定めに違反した場合、補助金を対象システムの設置以外の用途に使用した場合、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は、交付決定が取消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりませんので注意してください。

補助金の返還を命じる場合は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合については、既納付額を控除した額)に年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命じられます。

豊岡市太陽光発電システム設置補助事業 — 手続きの流れ —

日程	申請者		豊岡市
2021 年2月1日から	申請	交付申請書類 →	受付
	受理	← 交付決定通知書	審査
		工事着工	
	申請 受理 申請	計画変更承認申請書 → ← 計画変更承認通知書 中止届出書 →	受付 審査 受付
2022 年3月 31 日まで		工事・支払完了 電力受給開始 又は、稼働開始	
電力供給後 30 日以内もしくは 2022 年3月 31 日のいずれか早い日	報告	補助事業実績報告書 →	受付
	受理	← 額確定通知書	審査
	請求	補助金交付請求書 →	受付
請求書提出から概ね 30 日後		補助金支払	

— 県の無料相談が受けられます —

(財)ひょうご環境創造協会内再生可能エネルギー相談支援センターでは、太陽光発電システムの設置を考えている家庭に、相談員や専門家を派遣する現地調査を無料で実施していますので、ぜひ活用してください。

【再生可能エネルギー相談支援センター】

〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-18

TEL : 078-735-7744 FAX:078-735-7222 URL : <http://www.eco-hyogo.jp>

問合せ先

生活環境課 地球温暖化防止対策室

兵庫県豊岡市中央町 2-4

TEL : 0796-21-9136 FAX : 0796-23-0915

MAIL : ondankaboushi@city.toyooka.lg.jp